

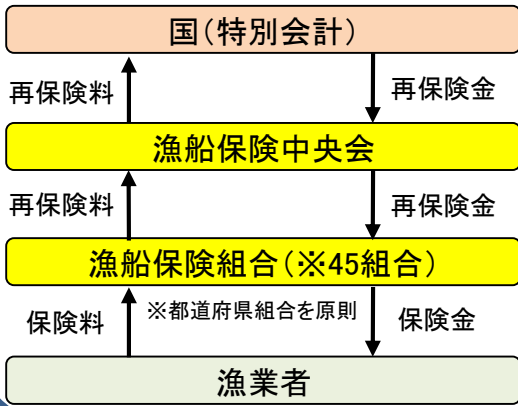
漁業経営に関する補償制度の改善のための 漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案の概要

I 漁船損害等補償法の一部改正

大災害時等の保障の充実と安定

①保険関係

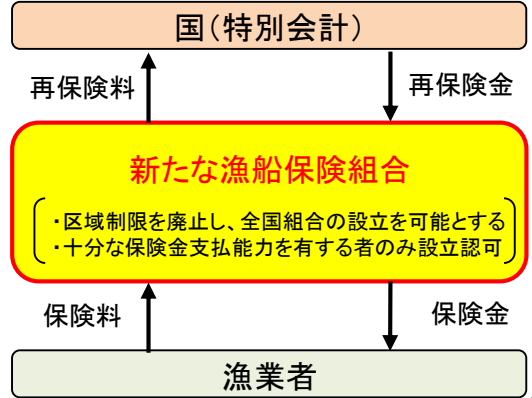
【現行】



・東日本大震災で一部の組合において保険金支払の財源が不足(約33億円)
・今後の漁業者の減少、南海トラフ地震に備える必要

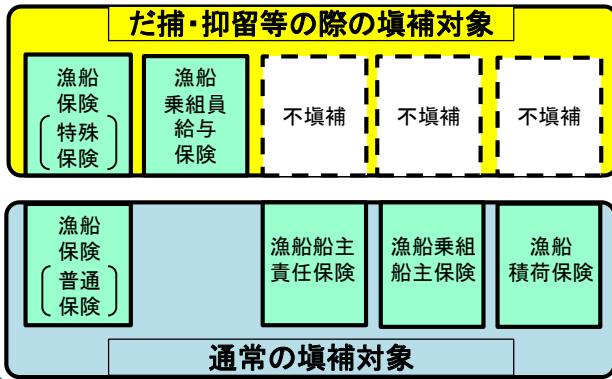
組合の事業基盤の強化が急務

【改正後】



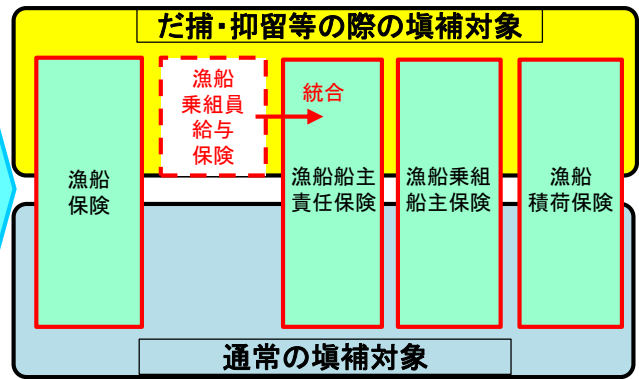
②填補対象

【現行】



だ捕・抑留等
事案の増加

【改正後】



II 漁業災害補償法の一部改正

意欲ある漁業者の経営の安定

①養殖共済(たい、はまち等)

現行の全員加入制度の問題点

地域漁協内の養殖業者のうち、一人でも共済契約の申込みをしなかった場合は、その漁協内の全員が共済に加入できない。(未加入者の1/4が、原因は全員加入制度としている)

(※)本制度は災害による漁場の混乱時の不正防止のための措置であり、近年の養殖施設の堅牢化により撤廃しても支障はない

現行の共済対象魚種の問題点

共済制度が海面養殖業のみを対象としており、内水面養殖業を対象としていない。

(※)内水面養殖業生産額は約7百億円、うちうなぎ養殖業が7割

②特定養殖共済(のり、ほたて等)

現行の掛金補助制度(※)の問題点

漁業依存度の低い者が共済に加入しないことで、地域漁協内の全員が加入した場合に受けられる高率の掛金補助が受けられない。

(※)地域漁協内の特定養殖業者の3分の2以上から共済契約の申込みがあった場合に、その漁協内の特定養殖業者の全員が共済に加入すれば、高率の掛金補助が受けられる仕組み

意欲ある担い手が共済に加入できない

うなぎ養殖業の共済ニーズの高まり

意欲ある担い手がメリットを享受できない

改正後の改善点

全員加入制度を撤廃(※)することで、**個々の漁業者が個別に共済に加入することが可能。**

改正後の改善点

共済対象に内水面養殖業を追加することで、**海面養殖業と同等の共済制度を整備。**

改正後の改善点

漁業依存度の低い者を除く全員が加入すれば高率補助を可能とすることで、**漁業を主たる生活基盤とする漁業者へのメリットを保障。**